

商号又は名称	所在地	入札参加停止の期間	入札参加停止の理由
株式会社トーニチコンサルタント 西日本支社	大阪市	自:令和7年12月26日 至:令和8年6月25日	株式会社トーニチコンサルタントが、特定地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和7年12月19日付けで、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2に基づく課徴金納付命令を受けたため。
大日コンサルタント株式会社 西日本支社	大阪市	自:令和7年12月26日 至:令和8年6月25日	大日コンサルタント株式会社が、特定地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和7年12月19日付けで、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2に基づく課徴金納付命令を受けたため。
高知建設株式会社	大阪市	自:令和8年4月8日 至:令和8年10月7日	高知建設株式会社が、令和8年3月26日付けで、大阪府知事から、建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けたため。
日本ハイウェイ・サービス株式会社 大阪支店	大阪市	自:令和8年4月30日 至:令和8年10月29日	日本ハイウェイ・サービス株式会社が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から令和8年4月22日付けで同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を受けたため。
スバル興業株式会社 関西支社	大阪市	自:令和8年4月30日 至:令和8年10月29日	スバル興業株式会社が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から令和8年4月22日付けで同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2に基づく課徴金納付命令を受けたため。